

中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書

松江市（以下「甲」という。）及び米子市（以下「乙」という。）並びに境港市（以下「丙」という。）は、甲及び乙並びに丙が平成21年10月7日に締結した中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定書第3条第2号③のウ中「中海市長会の運営」を「中海・宍道湖・大山圏域市長会への参画」に改め、同号③のウの（ア）中「中海市長会を運営し」を「中海・宍道湖・大山圏域市長会に参画し」に改め、同号③のウの（イ）中「中海市長会を」を「中海・宍道湖・大山圏域市長会に」に、「運営し」を「参画し」に改め、同号③のウの（ウ）中「中海市長会」を「中海・宍道湖・大山圏域市長会」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年7月4日

甲 鳥根県松江市末次町86番地

松江市

松江市長 松 浦 正 敬



乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市

米子市長 野 坂 康 夫



丙 鳥取県境港市上道町3000番地

境港市

境港市長 中 村 勝 治



中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する
協定書

松江市（以下「甲」という。）及び米子市（以下「乙」という。）並びに安来市（以下「丙」という。）は、甲及び乙並びに丙が平成21年10月7日に締結した中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定書第3条第2号③のうち「中海市長会の運営」を「中海・宍道湖・大山圏域市長会への参画」に改め、同号③のウの（ア）中「中海市長会を運営し」を「中海・宍道湖・大山圏域市長会に参画し」に改め、同号③のウの（イ）中「中海市長会を」を「中海・宍道湖・大山圏域市長会に」に、「運営し」を「参画し」に改め、同号③のウの（ウ）中「中海市長会」を「中海・宍道湖・大山圏域市長会」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年7月4日

甲 島根県松江市末次町86番地

松江市

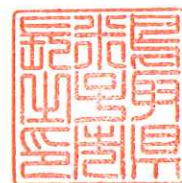
松江市長 松浦正敬



乙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市

米子市長 野坂康夫



丙 島根県安来市安来町878番地2

安来市

安来市長 近藤宏樹

